

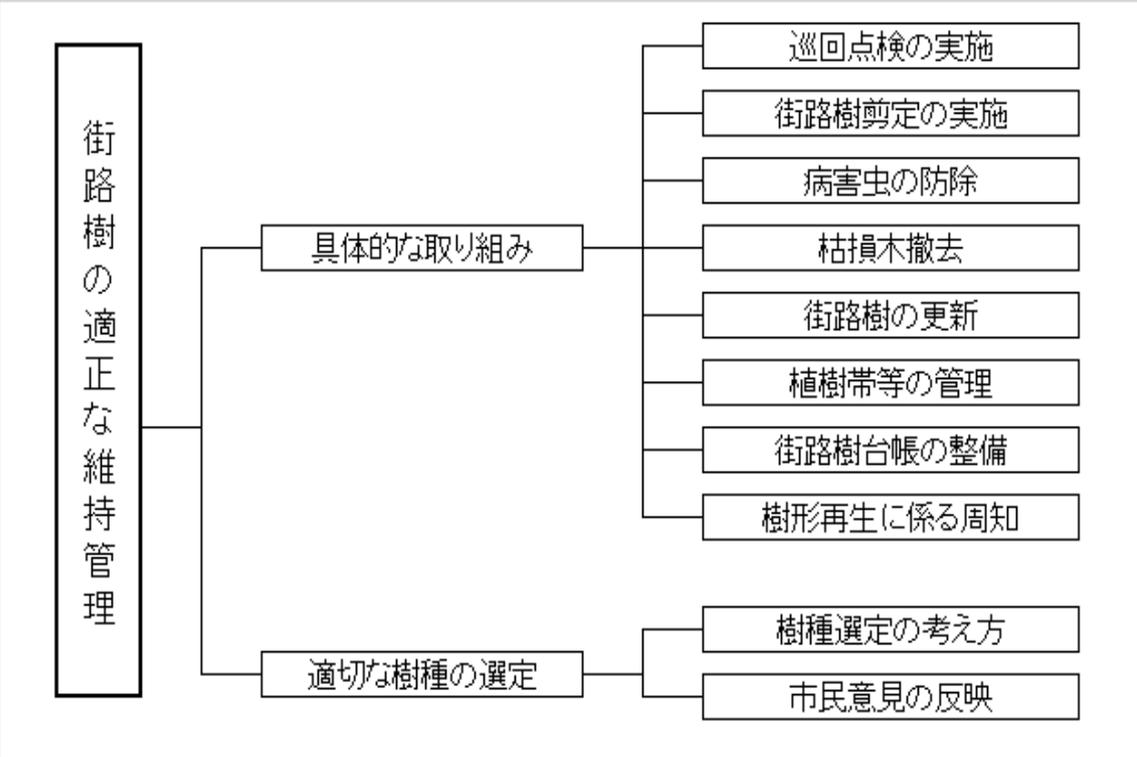
第三章 維持管理

III-1 維持管理の方向性

街路樹については、現状の課題や市民及び地区からの要望などを踏まえ、街路樹本来の自然が持つ潤いや安らぎ、四季が折りなす豊かな彩りが十分に発揮されるよう育成し、適正な維持管理を行う必要があります。

このため、日頃から街路樹の巡回点検や自然樹形に相似した樹形になるような剪定をはじめ、都市環境の保全に視点を当てた維持管理に努めます。

また、病虫害対策や剪定、枯損した街路樹の処理、植樹帯等の管理など、街路樹の生育サイクルに応じた更新に取り組みます。



III-2 維持管理の取り組み

街路樹の維持管理については、都市環境の保全に視点を当てながら、巡回点検の実施や樹木の生育状況に応じた剪定や病虫害の防除を行い、街路樹の健全な育成を目指すとともに、歩行者や自動車の交通の安全性を確保します。

○巡回点検の実施

街路樹の管理は、樹木ごとに生育時期が異なるため、樹木の生育状況を把握し、成長段階に応じた作業内容の実施が必要になります。

そこで、効率的で効果的な維持管理を行うためには、病虫害や枯損箇所の早期発見、道路の建築限界への枝張りの状況確認、歩行者や自動車の交通の安全性確保に努めた巡回点検を実施します。

また、植栽から年数が経過した樹木の肥大化により根や枝葉が伸長することで、信号機や標識などの阻害や根上がりによる歩行者への支障、倒木などの恐れがある街路樹については、緊急的な対応を行います。

■巡回点検

巡回点検では、植栽から年数が経過し、樹幹や樹形が大きくなり過ぎた樹木や特に注意が必要な街路樹については、目視による点検を適時実施します。

巡回点検にあたり、道路パトロールのほか、市民からの情報提供を受けた場合においても、街路樹の状況を把握し、適切な対応に努めます。

■特別巡回点検

台風などの大風や集中豪雨、地震の発生、病虫害が大発生した場合などは、必要に応じて特別巡回点検を実施します。

○街路樹剪定の実施

街路樹の剪定は、街路樹の生育サイクルに合わせた時期を行うことを基本とし、美しい景観を持続させるため、樹種にあわせて、夏季剪定、冬季剪定を実施します。

また、通常巡回点検及び特別巡回点検において、施行規則第4条第2項に掲げる場合は、剪定適期外でも必要に応じて剪定を実施します。

剪定区分	実施時期	作業内容
夏季剪定	7月から9月	枝葉の生育が終わり新梢の組織が固まる7月から9月の時期に、樹冠の乱れた部位や混み合った枝等の剪定を行う。 剪定にあたり生育阻害にならないように十分注意する。 《作業内容》 ・樹冠の乱れを整え、必要最小限の剪定を行う。 ・台風などによる倒木や落下枝の防止のため、軽剪定を行う。 ・支障となる枝や混み合った枝の剪定を行う。

<p>冬季剪定</p>	<p>11月から3月</p>	<p>樹木の生育が休眠に入る11月から3月の時期に、目標樹形カードを基に樹木の骨格となる枝の配置を整える剪定を行う。</p> <p>落葉樹の剪定時期は、12月から2月 常緑樹の剪定時期は、3月下旬から4月 針葉樹の剪定時期は、11月から3月</p> <p>《作業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌年の樹形を想定した骨格づくりを行う。 ・夏季に信号機や照明灯・標識等が確認できるような剪定を行う。 ・樹種ごとの成長期に伸びる枝葉を考慮し、民有地への枝の伸長、人や車両の交通に支障にならないような剪定を行う。
<p>不定期剪定</p>	<p>随 時</p>	<p>民有地への枝葉の伸長、人や車両の交通の安全上問題となる支障枝、病害虫による生育障害の枝等の剪定や伐採を行うとともに、建築限界を確保する。</p> <p>《作業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伸びすぎた枝、信号機や照明灯・標識等に支障をきたす枝の剪定を行う。 ・病害虫発生抑制や病害虫発生時の剪定駆除のため、剪定適期外でも必要に応じて剪定を行う。 ・道路境界を超え、民有地に張り出した枝の剪定を行う。 ・枯れや腐食により倒木の危険があると判断した樹木について伐採を行う。

○病害虫の防除

病害虫の防除は、病害虫の種類、発生段階や規模、発見時期などの要因に応じ、適切な対応に努めます。

また、病害虫が発生しやすい環境にならないよう予防に努めるとともに、病害虫を早期発見し、被害を最小限に留めるようにします。

ソメイヨシノやモミジバフウ、プラタナスなどに寄生する害虫が、広範囲に発生した場合は、人体への影響や周辺環境にも配慮しながら、防除の可否や防除方法を判断します。

○枯損木撤去

枯損木や衰弱木など回復の見込みのない樹木については、倒木等の危険がある場合には、速やかに撤去します。

なお、街路樹の枯損木や衰弱木の判断については、基本的に目視により行うものとし、判断し難い場合は、専門家に診断を依頼するものとします。

○街路樹の更新

樹木の肥大化により、既に樹幹や根が通行の支障となっている街路樹が、単なる植樹枠の改修等では困難であると判断した場合は、やむを得ず、伐採更新が必要となります。

そのような場合は、伐採更新の機会を判断し、樹種の変更や苗木の植替えなどの方法により対応します。

また、樹木が枯れたことにより、空地となった植樹枠等については、再び植栽をするか、どのような樹木とするか、植栽をせず歩道として利用するかなど、その場所の土壌や道路の構造などを踏まえ、検討します。

このほか、民間等の自費工事に伴う既存街路樹の移植や植替え等は、原形復旧の原則から対象樹木の移植を前提とし、対象樹木の樹種の特性和生育状態などによっては施工時期等の諸条件を加味し、判断する必要があります。

○植樹帯等の管理

植樹帯等は、道路交通の安全性、快適性を高め、沿道における良好な環境形成や緑あふれる都市部の公共空間を形成するために、雑木の伐採や除草等を行います。

○街路樹台帳の整備

街路樹台帳は、公共の財産である街路樹を管理すると同時に、作業計画を立案するために基本となることから、整備が必要です。

また、街路樹台帳から各路線の樹種や数量、剪定状況などの必要なデータを整理し、目標樹形カードの作成に役立てます。

○樹形再生に係る周知

街路樹の樹形再生については、肥大した樹木の剪定により、樹形を整えます。

樹形再生に当たっては、住民等からの理解と協力を得るため、次の周知看板を設置します。

【例】

道路空間に合った大きさの街路樹に剪定しています。
久喜市 道路河川課

街路樹の樹形を整える剪定を行っています。
久喜市 道路河川課

○樹種選定の考え方

植栽に用いる樹種は、自生種への影響や環境ストレスに対する抵抗性、維持管理のしやすさなどを検討し、関係機関または住民へのアンケート実施による意見を聴取し選定します。

■自生種への適応性

自生種は、その地方の自然環境に反映していることから生育を優先し、樹種選定にあたっては、周辺環境に適応した樹種とします。

■環境ストレスへの抵抗性

日本は、気候や土壌、水などの環境に恵まれております。

そうした中、街路樹は豊かな都市景観への役割を一部担っておりますが、大気汚染や酸性雨、アスファルトに固められたような都市空間といった生育環境におかれた街路樹に対する価値や意識は低く、急激に変化する環境のストレスにより、病害虫や生育障害が起こることが考えられます。

このようなことから、樹種選定に際しては、環境等への耐性など、樹木の特性を考慮します。

しかしながら、都市空間に植栽された街路樹は、様々な要因によって樹木本来の生育を著しく損なう恐れがあることから、伐採以外の手法を検討するにあたっては専門家に相談し、樹勢回復に努める必要があります。

樹勢回復のための手法

手 法	樹 木 衰 退 原 因
土 壤 改 良	締め固めによる根系発達不良、透水性不良等による根腐れ、塩類濃度の異常による養分・水分の吸収阻害、土壌水分の不足等が原因の場合
土壌過湿対策	植栽環境が過湿や軟弱地盤である場合
土壌乾燥対策	歩車道や道路構造物等に閉鎖され、土壌の乾燥が原因の場合
施肥・樹幹注入	樹勢低下による、葉の矮小化や葉色の黄色化などの症状があった場合

■維持管理の軽減

伸長が速い樹種は、毎年の剪定が必要となることから、樹種選定の際は考慮します。

また、既存街路樹については、交通障害、台風などによる倒木、病害虫発生の抑制及び病害虫駆除など状況によっては、剪定時期や剪定周期に関わらず、剪定を実施します。

なお、剪定を実施するにあたり、剪定する枝や葉の量を調整し、原因回避に努めます。

○市民意見の反映

道路改良による樹種の更新や新設道路に伴う樹種の選定については、道路用地に面する住民の方々に「街路樹等植栽に係るアンケート」を実施し、その結果を踏まえ関係機関と協議の上、樹種の選定を行います。

また、街路樹が市民生活や交通の安全性に支障がある場合は、目標樹形カードの協議事項に注意事項や管理方法等を追記し、そのカードに基づいた維持管理に努めます。